

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	比嘉清仁
登録番号又は法人番号	1 2 4 7 2 6 0 9
所属する単位会	沖縄県行政書士会
事務所名称	ひがせいじん行政書士事務所
事務所所在地	沖縄県名護市大南 1 丁目 4 番 11 号
処分年月日	令和 2 年 12 月 1 日
処分内容（種類）	6 箇月間の会員の権利停止
<p data-bbox="199 571 593 604">上記処分をした理由</p> <p data-bbox="199 660 593 739">上記処分の根拠となった法令及び会則の条文</p>	<p data-bbox="616 571 1394 974">（1）犯罪構成要件を具備した事実の記載がなく、告訴期間又は公訴時効期間の徒過している犯罪について告訴状を作成した行為が、街の法律家である行政書士が行う告訴状作成業務行為として著しく不適切であり、当該行為は、「業務の適正を図ること」を規定する行政書士法第 1 条に違反し、並びに「誠実にその業務を行う」ことを規定する行政書士倫理第 1 条及び「的確な法律判断に基づき、説明及び助言をしなければならない。」と規定する行政書士倫理第 2 条に違反する。</p> <p data-bbox="616 996 1394 1691">（2）行政書士の業務は、書類の作成・提出までである（本法第 1 条の 2 第 1 項及び本法第 1 条の 3 第一号）にもかかわらず、告訴状を郵送すれば警察署に“受理”されると依頼者に約束までした行為は、不誠実かつ行政書士の信用・品位を害する行為といえ、「誠実にその業務を行う」ことを定め、「行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない」と規定した行政書士法第 10 条に違反する。又、同行為は、「誠実にその業務を行う」ことを規定する行政書士倫理第 1 条及び「的確な法律判断に基づき、説明及び助言をしなければならない。」と規定する行政書士倫理第 2 条にも違反する。加えて、同行為は、“受理”をめぐって受任の趣旨を明確にしていなかったため「依頼の趣旨に基づき、その内容及び範囲を明確にして事件を受任しなければならない。」と規定する行政書士倫理第 15 条にも違反する。</p> <p data-bbox="616 1713 1394 1892">（3）不受理結果について依頼者への報告を怠った報告懈怠行為は、「依頼者に対し、…経過及び結果を遅滞なく報告しなければならない」と規定する行政書士倫理第 17 条 2 項に違反する。</p>